

令和6年11月1日 改訂版

再利用対象物保管場所設置届兼  
廃棄物保管場所等設置届  
提出時期及び作成要領



「躍進台東 新しい台東区」

目 次	頁
再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領	P1～8
別表 1 住居占有面積別人員数	P8
別表 2 施設用途別廃棄物排出基準	P9
別表 3 用途別床面積内訳書（住宅用）記入例	P10
別表 4 用途別床面積内訳書（事業所用）記入例	P11
別表 5 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法	P12
別表 6 容器等の設置数算定書記入例	P13
別表 7 保管場所面積の算定書記入例	P14
別表 8 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準	P15
住宅用・事業用念書(記入例)	P16～17
図 1 保管場所の配置例	P18
図 2 容器の配置例	P19
図 3 反転コンテナボックス配置例	P20
図 4 自動貯留排出器	P20
東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）	P21～22
東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抄）	P23～24
再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（正）・（副）	P25～26
再利用対象物及び廃棄物の保管場所等設置届出対象建築物の早見表	P27

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」（以下、「設置届」という。）の提出時期及び提出書類の作成は、以下により行ってください。

### 1. 設置届の提出

設置届は、建築物の計画段階、建築確認申請を行う前に、台東清掃事務所と協議の上、提出してください。特に、区が収集運搬業務を行う場合(家庭の廃棄物)で反転コンテナボックスを設置するとき、又は、民間の収集運搬業者が行う場合(事業系の廃棄物)で容器、反転コンテナボックス、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、設置届を提出する前に清掃事務所と十分協議してください。



### 2. 届出の対象となる建築物

#### (1) 廃棄物の保管場所及び保管設備

ア.延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例）

イ.住戸の数が 10 戸以上の下宿、共同住宅又は寄宿舍。建築時、増改築や用途変更を含む（台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例）

#### (2) 再利用対象物及び廃棄物の保管場所、保管設備

ア.事業用途に供する部分（住宅部分は除く）の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例）

### 3. 設置届提出の際の必要書類（下記の書類を提出してください。）

#### (1) 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第 3 号様式 P25・26）

正・副各 1 部

#### (2) 共通図面等

ア.別表 3、または別表 4 建築物の用途別床面積内訳書（P10・11）

2 部

イ.建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの）

2 部

ウ.建築物の案内図（地図の写しでも可）

2 部

エ.建築物の各階平面図

2 部

※裏面につづく

(3) 廃棄物の保管場所及び保管設備関係

ア.保管場所の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略できます）及び敷地内運搬車 通過道路図	2部
イ.保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺 50 分の 1・内法表示）	2部
ウ.保管場所等の仕様及び面積算定図、その他、保管場所等の設置に関して必要と認める図面	2部
エ.別表 6 容器等の設置数算定書（P13）	2部
オ.別表 7 保管場所面積の算定書（P14）	2部
カ.念書（P16・17）	2部

(4) 再利用対象物の保管場所関係

ア.保管場所の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略できます）	2部
イ.保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺 50 分の 1・内法表示）	2部
ウ.保管場所等の仕様及び面積算定図 その他、保管場所等の設置に関して必要と認める図面等	2部

4. 設置届の提出先

台東区 環境清掃部 台東清掃事務所 作業係 TEL 03-3876-5771  
〒111-0024 東京都台東区今戸 1-6-26 FAX 03-3876-5776  
Email: taitoseisou@city.taito.tokyo.jp

5. 廃棄物保管場所等の提出書類作成の一般的手順

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

ア.別表 3・4「用途別床面積内訳書」（P10・11）により、用途ごとの床面積等を明確にする。この場合、用途（住宅、店舗、事務所等）を明記し、共用部分と区別する。

イ.住宅部分の人員は、原則として別表 1「住居占有面積別人員数」（P8）により算定する。ただし、実際に使用する人員が確定している場合は、その人員で算定する。

(2) 建築物から発生する廃棄物の量を算定してください。

ア.原則として別表 2「施設用途別廃棄物排出基準」（P9）により算定する。

過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃事務所の了承を得た上でそのデータを用いて算定することができる。ただし、廃棄物の発生量は、同規模、同用途の建築物でも異なることが考えられるので、事前に清掃事務所と十分打ち合わせること。

イ.算定に当たっては、家庭廃棄物（住宅）と事業系廃棄物（住宅以外）を区別する。

(3) 算定した廃棄物の量を、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック、資源の別に区分し、その割合を算定してください。

ア.家庭廃棄物の排出基準の区分割合は、可燃ごみ 0.60、不燃ごみ 0.04、プラスチック 0.16、資源 0.20 とする。なお、体積を重量に換算する場合は、1 m<sup>3</sup>を 250 kgとして計算する。

イ.事業系廃棄物は清掃事務所の手承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし過去のデータがない場合は、可燃ごみ 0.75、不燃ごみ 0.25 とする。

(4) 廃棄物の収集方法、収集間隔を決めてください。

ア.家庭廃棄物は台東区（行政収集）、事業系廃棄物は原則として自己処理又は一般(産業)廃棄物処理業者の収集とする。

イ.収集間隔は、台東区で収集する場合は、原則として可燃ごみ…週 2 回(収集間隔 3 日) 不燃ごみ…月 2 回(収集間隔 13 日)、プラスチック…週 1 回(収集間隔 6 日)、資源…週 1 回(収集間隔 6 日)、粗大ごみ…不定期(申し込み制) とする。

ウ.廃棄物処理業者に収集を委託する場合は、契約により収集回数（形態）を決めること。

(5) 廃棄物の保管方法を決めてください。

廃棄物の保管方法は、別表 5「大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」(P12)の中から決める。

ア.可燃ごみ

a.容器による場合

原則として 60 ℓ の丸型ポリ容器を使用する。

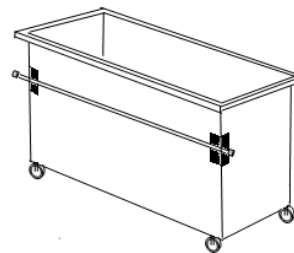
角型容器は使用状況によっては破損しやすいことを考慮する必要がある。

b.反転コンテナボックスの場合

容量は 0.7 m<sup>3</sup> とし、寸法等は以下のとおりとする。

[ 寸法 ]

本 体	横幅	1,360mm±10mm
	奥行	590mm±10mm
	高さ	890mm±10mm
傾倒軸	長さ	1,574mm±10mm
	高さ	685mm±10mm



[ 材質 ]

F R P（ガラス繊維強化プラスチック）又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いもの。

※裏面につづく

[ 構造 ]

底部にストッパー付回転車輪 4 個及び栓付きの排水口を取り付けること。

運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

c. 容器以外の場合

廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

イ. 不燃ごみ及びプラスチック

a. 容器による場合

原則として 60 ℓ の丸型ポリ容器を使用する。

角型容器は使用状況によっては破損しやすいことを考慮する必要がある。

b. 容器以外の場合

廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

ウ. 資源

家庭廃棄物（住宅）のびん、缶、ペットボトルについては、台東区が貸与する資源回収専用コンテナ（折畳式）を使用する。古紙類については十分収納できるものとする。

(6) 廃棄物保管設備（容器等）の必要数を決めてください

ア. 可燃ごみ

a. 容器については、別表 6「容器等の設置数算定書」（P13）、別表 7「保管場所面積の算定書」（P14）により算定する。60 ℓ 容器 1 個に収納するごみの重量は、15kg を基準として算定する。

b. 反転コンテナボックスは、a に準じて算定する。0.7 m<sup>3</sup> の反転コンテナボックス 1 個に収納するごみの重量は、175 kg を基準として算定する。

※ a、b 以外の方法による場合は、清掃事務所に問い合わせること。

イ. 不燃ごみ及びプラスチック

容器については、別表 6「容器等の設置数算定書」（P13）、別表 7「保管場所面積の算定書」（P14）により算定する。60 ℓ 容器 1 個に収納するごみの重量は、15kg を基準として算定する。

容器以外の方法による場合は、清掃事務所に問い合わせること。

ウ. 資源

家庭廃棄物(住宅)の資源については、別表 6「容器等の設置数算定書」(P13)、別表 7「保管場所面積の算定書」(P14)により算定する。なお、資源回収専用コンテナ(台東区が貸与)の規格は、縦 37 cm×横 53 cm×高さ 33 cm。1 個に収納する資源の重量は、12.5 kg を基準として算定する。1 個あたりの底面積は 0.2 m<sup>2</sup> を基準とする。

(7) 廃棄物保管場所の位置、構造等を決めてください。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の効率等を考慮して決めること。

ア. 保管場所の位置、構造

図 1 (P18) から図 3 (P20) の保管場所、容器、反転コンテナボックス、資源コンテナの配置例を参考にする。

イ. 保管場所の設置基準

主なものは次のとおりである。(台東区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準)

- a. 他の用途と兼用でないこと。
- b. 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- c. 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- d. 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、別々に保管できること。
- e. 廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積み込み及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- f. 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- g. 出入口の幅及び高さは、以下のとおりとする。
  - ① 容器を保管設備とする場合は、幅を 1.2m 以上、高さを 2.0m 以上とすること。
  - ② 反転コンテナ又は自動貯留排出機を使用する場合は、清掃事務所と協議すること。
- h. 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
- i. 換気及び照明のある構造とすること。
- j. 廃棄物の飛散及び臭気を防ぐため、囲い及び扉を設けること。また、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設け密閉式にすること。
- k. 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- l. 棚を設置する場合は 2 段とし、高さは 80 cm から 100 cm までとすること。また、耐久性を考慮した構造とすること。

(8) 住宅用建築物には、廃棄物の持出場所を保管場所と別に設置してください

ア. 戸数×0.1 m<sup>2</sup>の広さを確保し、原則として 1 棟につき 1 箇所設置すること。

イ. 通路と共通でないこと。

ウ. 敷地内かつ、幅員 4m 以上の道路に面した場所で、道路交通法上支障がない位置とし、収集作業が安全かつ効率的に行えること。また敷地内へ進入する場合は、収集車が前進で進入し幅員 4m 以上、高さ 4m 以上で通り抜けできること。前進のまま通り抜けられない場合は、転回可能な場所があること。

※裏面につづく

エ.反転コンテナを使用する場合は、反転コンテナを持ち出す場所を設けるとともに幅 3m、全長 8mの車両が停車できる敷地面積を確保すること。収集車がターンテーブル上を通過、もしくは停止する場合は、ターンテーブルの仕様を収集車の荷重（14 t）に十分耐えうるものとする。また、反転コンテナを持ち出す場所や収集車の駐車場所は、傾斜や段差のない場所に設けること。

オ.私道に清掃車両を進入させて収集する必要がある場合、建築主は私道所有者全員の承諾書を提出すること。

(9) 住宅用建築物には、粗大ごみ置場を別に設置してください

ア.最低 3 m<sup>2</sup>以上とし、高さを 2 m以上とすること。

イ.原則として 1 棟につき 1 箇所設置すること。

ウ.通路と共通でないこと。

エ.収集しやすい位置であること。

6. 区で使用している運搬車両について

(1) 車両寸法

区 分	新大型車	小型プレス車	小型ダンプ車	平ボディー車
全 長	6,960 mm	5,250 mm	4,690 mm	4,700 mm
全幅(※ 1)	2,300 mm	1,850 mm	1,690 mm	1,690 mm
全 高	2,800 mm	2,400 mm	2,100 mm ※ 2 (2,940 mm)	1,960 mm
車両総重量	10,990 kg	6,695 kg	5,480 kg	4,455 kg

※ 1 全幅にはサイドミラーの幅は含まれていない。

※ 2 天がい（天扉）を開けた寸法。

(2)上記の車両寸法には全長・全高・全幅ともに制作上の誤差±30 mm～±50 mmが生じます。

運搬車が通行する場所は上記の点に十分配慮し、安全に通行できる構造とすること。

7. 再利用対象物保管場所の提出書類作成の一般的手順

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

「用途別床面積内訳書（事業用）」（P11）により、用途ごとの床面積を明確にすると共に、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別する。

(2) 保管場所の最低必要面積を算出してください。

別表 8「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」（P15）により算定する。



ア.同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積とすること。

イ.用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、清掃事務所と十分協議を行い、了承を得た上で類似の用途を用いて算出すること。

(3) 保管場所の配置、構造等を決めてください。

保管場所の配置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めること。

ア.運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。

イ.引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

ウ.屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設け密閉式にすること。

エ.再利用対象物の選分、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

オ.耐久性を考慮した構造とすること。

カ.廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

キ.再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚や仕切板等により、再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

ク.保管場所の換気、照明に十分配慮し、必要な設備を備えること。

## 8. その他

### (1) 収集開始にあたって

入居開始または使用開始 2 週間前までに、台東清掃事務所で建物の完成検査を行う必要があります。

・廃棄物保管場所または再利用対象物保管場所の採寸と設備の確認。

・廃棄物持ち出し場所・粗大ごみ置き場の確認。

### (2) 維持管理等

事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

ア.所有者は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。

※裏面につづく

イ.所有者は、再利用対象物の選分、運搬作業等に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときには、すみやかに適切な措置を講ずること。

ウ.所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しなくなったときには、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講ずること。

エ.所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに適切に管理すること。

(2) 廃棄物管理責任者の選任及び届出等

事業用大規模建築物の所有者は、条例に基づく廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」を建物竣工後、速やかに台東清掃事務所に提出してください。廃棄物管理責任者の選任、届出等に関する詳細は、台東清掃事務所 清川清掃車庫（電話 03-3876-5805）にお問い合わせください。

別表 1 住居占有面積別人員数

住居占有面積	人員数
25 m <sup>2</sup> 以上～ 30 m <sup>2</sup> 以下	1.5 人
～ 40 m <sup>2</sup> 以下	2.0 人
～ 50 m <sup>2</sup> 以下	2.5 人
～ 60 m <sup>2</sup> 以下	3.0 人
60 m <sup>2</sup> 超	4.0 人

※集合住宅は1住戸の専用面積を25 m<sup>2</sup>以上となるようにしなければならない。

（台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例）

※実際に使用する人数が確定している場合は、その人数で算定する。

※清掃事務所が必要と判断した場合は、別途書類を添付すること。

別表2 施設用途別廃棄物排出基準

	施設の使用	1日当たりの排出基準
家庭 廃棄物	住 宅	1.0 kg/人
事業系 廃棄物	事務所ビル	0.04 kg/m <sup>2</sup>
	文化・娯楽施設	0.03 kg/m <sup>2</sup>
	店舗（飲食店）	0.20 kg/m <sup>2</sup>
	店舗（物品販売） デパート、スーパー	0.08 kg/m <sup>2</sup>
	ホ テ ル	0.06 kg/m <sup>2</sup>
	学 校	0.03 kg/m <sup>2</sup>
	病院・診療所	0.08 kg/m <sup>2</sup>
	駐車場・倉庫	0.005 kg/m <sup>2</sup>
	鉄 道 駅 舎	0.005 kg/乗降客

用途別床面積内訳書(住宅用)の記入例

階	延床面積	住			宅		駐車場		備考	共用部分等面積
		住居占有面積	人員	戸数	総人員	床面積	床面積			
1	180.5	29.0	1.5	4	6.0	42.0				22.5
2	168.0	29.0	1.5	5	7.5					23.0
3	168.0	29.0	1.5	5	7.5					23.0
4	168.0	29.0	1.5	1	1.5					
		52.5	3	2	6.0					34.0
5										
5									5階から8階は、4階と同じ間取り	
8	672.0	536.0		12	30.0					136.0
9	163.0	148.0	4	1	4.0				オーナー家族様4名	15.0
合計	1519.5	1224.0		30	62.5	42.0				253.5

各階の床面積を記入。

一戸の床面積を記入。

別表1から一戸あたりの人数を記入。

用途別床面積内訳書 (住宅用)

人数×戸数

実際に住む人数が確定している場合はその人数を記入。

住居占有面積の合計を記入。

※ 延床面積合計 = 住居占有面積合計 + 駐車場床面積 + 共用部分等面積合計

用途別床面積内訳書(事業用)の記入例

別表4 用途別床面積内訳書 (事業所用)

階	延床面積		事務所		駐車場		スーパ-		備考	共有部分等面積
	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積		
B1		325.6								113.1
1		402.5		212.5		168.0	1	192.5		42.0
2		402.5		342.0						60.5
3		402.5		342.0						60.5
4		402.5		342.0						60.5
5		402.5		342.0						60.5
6		402.5		342.0						60.5
7		402.5		342.0						60.5
8		402.5		342.0						60.5
9		402.5		342.0						60.5
10		402.5		342.0						60.5
11		402.5		342.0						60.5
12		402.5		315.0						87.5
合計		5155.6		3735.0		380.5		192.5		847.6

用途別に面積を記入。

用途別合計。

※ 延床面積合計 = 事務所床面積合計 + 駐車場床面積合計 + 販売店床面積合計 + 共有部分等面積合計

別表5 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物(再利用対象物)保管設備の種類							期大ごみ集積所	処理方法			備考	
			容器	反転コンテナボックス	自動貯留排出機	車両搭載式コンテナ等	資源回収専用コンテナ	その他	台東区		自己処理	許可業者			
区の収集運搬業務の提供を受ける場合	100戸以上	可燃ごみ		○	○						○				
		不燃ごみ	○								○				
		資源	○(注1)				○(注2)		○		○				
	100戸未満	可燃ごみ	○	○	○						○				
		不燃ごみ	○								○				
		資源	○(注1)				○(注2)		○		○				
区の収集運搬業務の提供を受けない場合	排出日量1,000kg以上	一般廃棄物			○	○						○	一廃	一廃	一廃：一般廃棄物処理業者 産廃：産業廃棄物処理業者
		産業廃棄物			○	○						○	産廃	産廃	
		再利用対象物										○	(注4)	(注4)	
	排出日量1,000kg未満	一般廃棄物	○	○	○	○							○	一廃	
		産業廃棄物	○	○	○	○							○	産廃	
		再利用対象物											○	(注4)	

注1. プラスチックは容器を使用。

注2. 家庭系の「びん」「缶」「ペットボトル」は台東区が貸与、または設置する専用コンテナを使用。事業系の「びん」「缶」「ペットボトル」「プラスチック」類はそれぞれ袋に入れ、事業系有料ごみ処理券を貼付して出すこと。

注3. 必要に応じて設置すること。

注4. 資源回収業者が専ら物(もっぱら物)「古紙」「くず鉄」「空き瓶類」「古繊維」「古繊維」のみを回収する場合は、一廃廃棄物もしくは産業廃棄物の許可は不要。専ら物以外の廃棄物を収集・運搬する場合は許可が必要。

別表6 容器等の設置数算定書【記入例】

用途	廃棄物の種類	人員または床面積	排出基準 × 可燃・不燃・資源の割合 × 収集間隔 × 収集間隔 ÷ 容器の容量 = A (第2位四捨五入)	最低必要個数 (A端数切上)	予備率の加算 A × 1.4 = B	必要個数 (C)
住宅 (家庭系)	可燃	[ 62.5人 ] × 1 kg × 0.60 × [ 3 日 ] ÷ [ 15kg ] = 7.5 ①	15kg	8 個	① × 1.4 = 10.5 個	10 個
	不燃	[ 62.5人 ] × 1 kg × 0.04 × [ 13 日 ] ÷ [ 15kg ] = 2.2 ②	15kg	3 個	② × 1.4 = 3.08 個	3 個
	プラスチック	[ 62.5人 ] × 1 kg × 0.16 × [ 6 日 ] ÷ [ 15kg ] = 4 ③	15kg	4 個	③ × 1.4 = 5.6 個	5 個
	資源	[ 62.5人 ] × 1 kg × 0.2 × [ 6 日 ] ÷ 12.5 kg = 6 ④ ※人員が4.5人未満の場合は、必要個数(C)を一律6個とする。	12.5 kg	6 個	④ × 1.4 = 8.4 個	8 個
事務所	可燃	[ 3.735㎡ ] × [ 0.04 kg ] × [ 0.75 ] × [ 1 日 ] ÷ [ 15 kg ] = 7.5 ④	15 kg	可燃 ④ + ⑥ + ⑧	(④~⑨) × 1.4	23.52個
	不燃	[ 3.735㎡ ] × [ 0.04 kg ] × [ 0.25 ] × [ 3 日 ] ÷ [ 15 kg ] = 7.5 ⑤	15 kg	9 個		
駐車場	可燃	[ 380.5㎡ ] × [ 0.005 kg ] × [ 0.75 ] × [ 1 日 ] ÷ [ 15 kg ] = 0.1 ⑦	15 kg	不燃 ⑤ + ⑦ + ⑨	23.52個	23 個
	不燃	[ 380.5㎡ ] × [ 0.005 kg ] × [ 0.25 ] × [ 3 日 ] ÷ [ 15 kg ] = 0.1 ⑧	15 kg			
スーパー	可燃	[ 192.5㎡ ] × [ 0.08 kg ] × [ 0.75 ] × [ 1 日 ] ÷ [ 15 kg ] = 0.8 ⑧	15 kg	9 個	23.52個	23 個
	不燃	[ 192.5㎡ ] × [ 0.08 kg ] × [ 0.25 ] × [ 3 日 ] ÷ [ 15 kg ] = 0.8 ⑨	15 kg			
別表4で算出した用途別面積。				合計 39 個	合計 49 個	

算出した基準個数、必要個数のうち、いずれか大きい数値を用いる。

60%容器を使用する場合は15kg記入。

別表3で算出した人員数。

この場合は、こちらを用いる。

別表2の排出基準。

別表4で算出した用途別面積。

【算定上の注意】

1. 計算は用途別に実施し、必要個数を算定する。
2. 収集間隔は実態により記入する。住宅（家庭系）は台東区収集となり、可燃3日・不燃13日（月2回）、プラスチック・資源は6日とする。
3. ごみ容器1個当たりの容量は原則として15kg（60リットル）を基準とする。反転コンテナボックスは0.7㎡とし、175kgを基準とする。
4. 資源コンテナ1個当たりの容量は原則として12.5kg（50リットル）を基準とする。（資源コンテナは台東区にて貸与する。）
5. 資源はびん・缶・ペットボトル・古紙類を含めて割合を0.2で算定する。プラスチックは0.16で算定する。
6. 各品目別に収納するため、資源コンテナの最低必要個数は6個として算定する。
7. 個数の算定は、家庭系と事業系を区別する。事業系の用途が複数の場合、Aを合算して必要個数等を算出する。
8. Aは小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数はAを切り上げる。
9. 必要個数はBの小数点以下を切り捨てる。
10. 予備率は40%を確保する。
11. 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

別表 7 保管場所面積の算定書【記入例】

②の算定結果が1.2㎡未満(棚を設置する場合は0.6㎡)の場合には1.2㎡(0.6㎡)とする。

使用する容器の大きさ。

ごみ容器の数。

資源コンテナの数。

1. 容器保管必要面積	容器の直径又は縦 [ 0.35m ] × 容器の直径又は横 [ 0.55m ] × 容器数 [ 41個 ] ÷ 段数 [ 2段 ] = ① <u>3.94㎡</u>
2. 資源保管必要面積	資源コンテナ面積 0.20㎡ × コンテナ数 [ 8個 ] ÷ 積み重ね [ 2 ] ÷ 段数 [ 2段 ] = ② <u>0.60㎡</u> 最低必要面積1.2㎡(0.6㎡)
3. 洗浄排水設備面積	③ <u>0.8㎡</u> 保管場所面積①～④合計 <u>10.66㎡</u>
※保管場所面積①～④合計(保管庫内法面積) - (①+②+③) = 作業上必要面積④	
5. 燃やすごみ・燃やさないごみの持出場所	戸数 [ 30 ] × 0.1㎡ = ⑤ <u>3㎡</u>
6. 粗大ごみ集積所 ⑥ <u>3.0㎡</u>	

※算定上、図面の数字とは乖離が生じることがあります。

【算定上の注意】

1. 棚を設置する場合は2段(高さ80cmから100cmまで)までとする。
2. 資源コンテナ(びん・缶用が各1個。ペットボトル・古紙類用が2個。合計6個。)の最低必要面積は1.2㎡(棚を設置した場合は0.6㎡)とする。  
7個以上必要な場合は1段につき2個までの積み重ねも可能とする。 ※資源コンテナ数が6個の場合は積み重ねはできません。  
※古紙類の保管設備としてはコンテナは使用しないが、面積算定のため便宜上コンテナによる換算をしている。
3. 保管設備の外寸

種類	反転コンテナ	60 <sup>リットル</sup> 容器	資源コンテナ
外寸 (メートル)	横1.36m × 奥行0.59m × 高さ0.89m	丸型 直径0.60m × 高さ0.55m 角型 縦0.35m × 横0.55m × 高さ0.60m	縦0.37m × 横0.53m × 高さ0.33m (面積の算定では0.2㎡で計算する)

※容器の規格はメーカーによって異なるので、上記より小さい場合はカタログを添付すること。

4. 洗浄排水設備面積及び作業上必要面積は、容器の洗浄や出し入れが十分に行える面積を確保すること。
5. 住宅用建築物には廃棄物保管庫とは別に粗大ごみ集積所を設置すること。面積は3㎡以上とする。



別表8

## 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

用途	対象延床面積		10,000㎡以上50,000㎡未満	50,000㎡以上100,000㎡未満	100,000㎡以上
	1,000㎡以上 10,000㎡未満	4㎡以上			
事務所					
飲食店			$4\text{㎡} + \frac{\text{延床面積} - 10,000\text{㎡}}{10,000\text{㎡}} \times 3\text{㎡}$ 以上	$16\text{㎡} + \frac{\text{延床面積} - 50,000\text{㎡}}{10,000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	26㎡以上
学校					
病院・診療所					
店舗			$4\text{㎡} + \frac{\text{延床面積} - 10,000\text{㎡}}{10,000\text{㎡}} \times 4\text{㎡}$ 以上		40㎡以上
ホテル					
文化・娯楽施設等			$3\text{㎡} + \frac{\text{延床面積} - 10,000\text{㎡}}{10,000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	$11\text{㎡} + \frac{\text{延床面積} - 50,000\text{㎡}}{10,000\text{㎡}} \times 1\text{㎡}$ 以上	16㎡以上

注1.上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注2.主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。

注3.対象延床面積が10,000㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）

以上とすること。ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上ととする。

注4.算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

## 住宅用建物念書の記入例

### 念 書

私は、台東区 丁目 番号に建設します建築物（仮称 ）  
の廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

### 記

1. 収集当日、建築物管理者がごみ容器を持ち出し場所（配置図、平面図に記載）まで責任をもって移動し、収集後速やかに容器を洗浄した後、保管場所に格納いたします。
2. 廃棄物保管場所及びごみ容器等は、常に清潔を保つようにいたします。また、その管理を管理組合に委託することをお約束いたします。
3. ごみ容器の取扱い及び廃棄物保管場所の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決することをお約束いたします。
4. 入居者に対してごみの排出方法を確実に周知し、保管場所内のごみを可燃・不燃・資源に責任をもって分別するとともに、ごみの減量・資源回収に協力いたします。
5. ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数だけごみ容器を増やします。
6. 建築物を分譲、または管理を業者委託する際も、上記の項目に係わる件については責任をもって引き継ぎます。
7. 事業系廃棄物については許可業者による収集とし、家庭系廃棄物と区別して保管します。許可業者決定後、後日契約締結次第、契約書の写し及び、許可業者の許可証の写しを提出いたします。

※家庭系のみの場合不要

年 月 日

台東区長 殿

建築主 住 所

氏 名

## 事業用建物念書の記入例

### 念 書

私は、台東区 丁目 番 号に建設します建築物（名称 ）  
の廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

#### 記

1. 廃棄物排出場所（当該建築物専用ごみ保管場所）は、常に清潔を保つようにいたします。
2. ごみ容器の取扱い及びごみ容器保管場所の管理について、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決することをお約束いたします。
3. 廃棄物保管場所のごみを、燃やすごみ・燃やさないごみに責任をもって分別するとともに、ごみの減量に協力いたします。
4. 廃棄物保管場所内に再利用対象物保管場所を専用にて設け、ごみの再利用促進に努めます。
5. 廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所が明確にわかるよう、適宜保管場所に明記します。
6. 廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所に不足が生じた場合は、速やかに収集回数を増やす等の対策を講じます。
7. 建築物を分譲、または管理を業者委託した後も、上記の項目に係わる件については責任を持って引き継ぎます。
8. 事業系廃棄物の許可業者との、契約書の写し及び業者許可証の写しを提出します。
9. 建築物施工後、速やかに廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任届を提出するとともに、再利用計画書の提出及び立入検査の実施についても、適切に対応いたします。また、当該建築物の入居事業者に対して、ごみの減量、ごみの再利用促進に努めるよう指導・周知します。

年 月 日

台東区長 殿

建築主 住 所

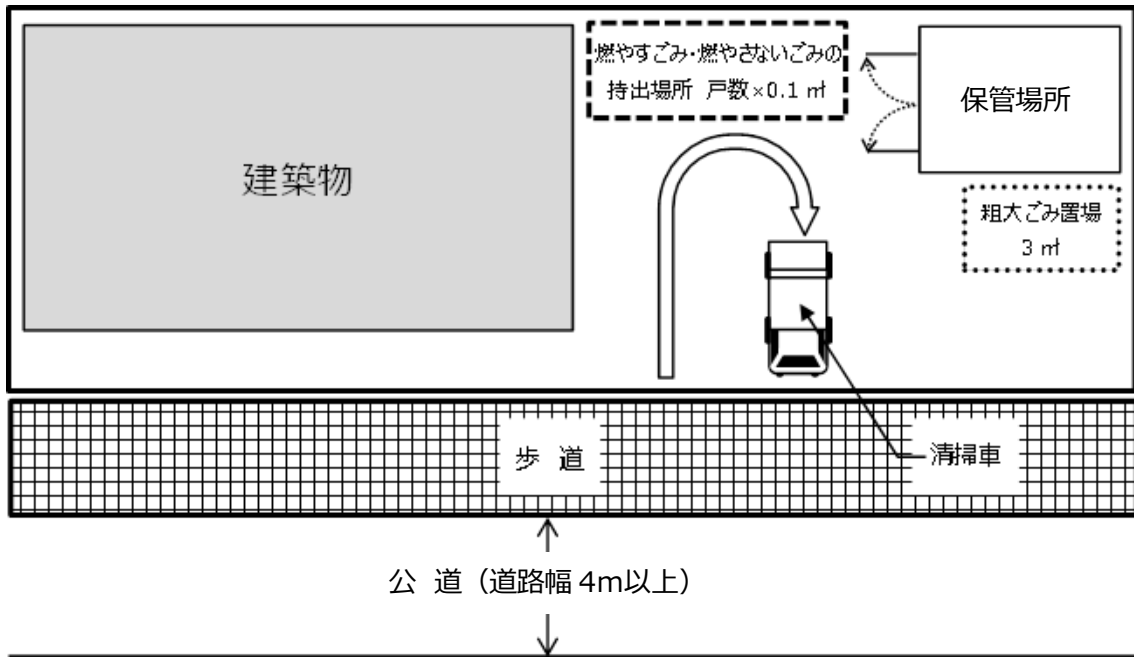
氏 名

図 1.保管場所の配置例

収集日に歩道上に持ち出すことのないように、道路に面した敷地内に集積し、収集車が敷地内に進入して積み込むスペースを設けるように努めること。

※燃やすごみ・燃やさないごみの持出場所は、戸数×0.1 m<sup>2</sup>、粗大ごみ置場は 3 m<sup>2</sup>以上を確保すること。兼用は不可。

図 1-A 道路に面し、収集車が進入できる最良の例（50 戸以上のごみ量が多い場合は、この例が望ましい。）



- ◎利点 ・収集作業を行なう際に、近隣に迷惑をかけない。
- ・固定した場所で作業を行なうので、周囲が汚れることがない。

図 1-B どうしても確保できない場合

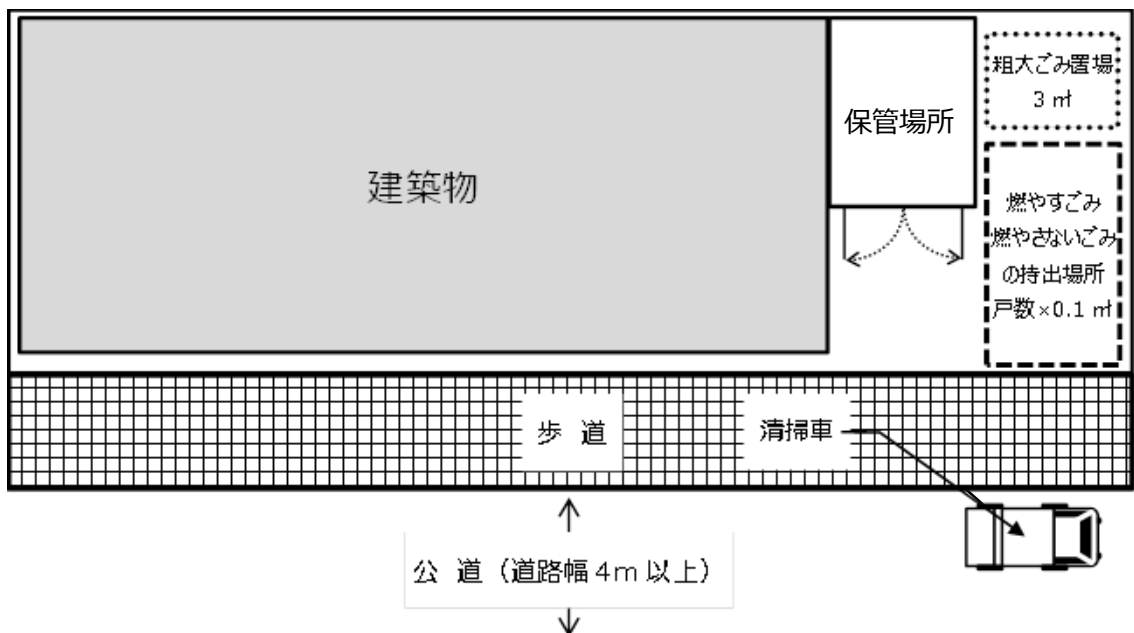


図 2. 容器の配置例

ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にする。

- ・丸型ポリ容器（60ℓ）…直径 60 cm × 高さ 55 cm
- ・角型ポリ容器（60ℓ）…縦 35 cm × 横 55 cm × 高さ 60 cm

※容器の規格はメーカーによって異なるので、上記より小さい場合はカタログを添付する。

- ・資源コンテナ（50ℓ）…縦 37 cm × 横 53 cm × 高さ 33 cm

図 2-A 保管場所平面図と容器の配列例

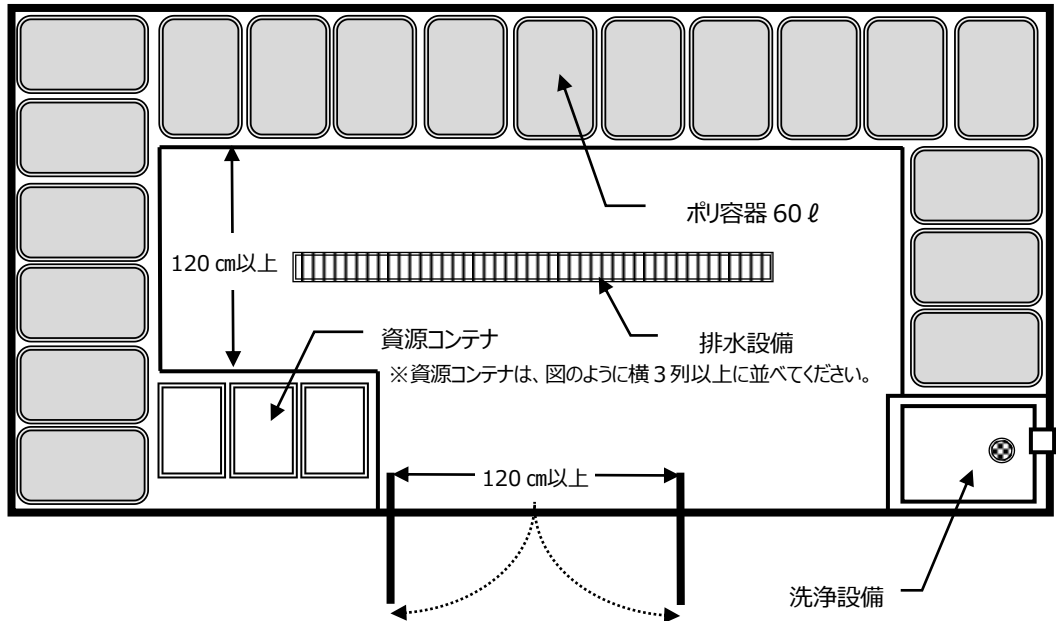
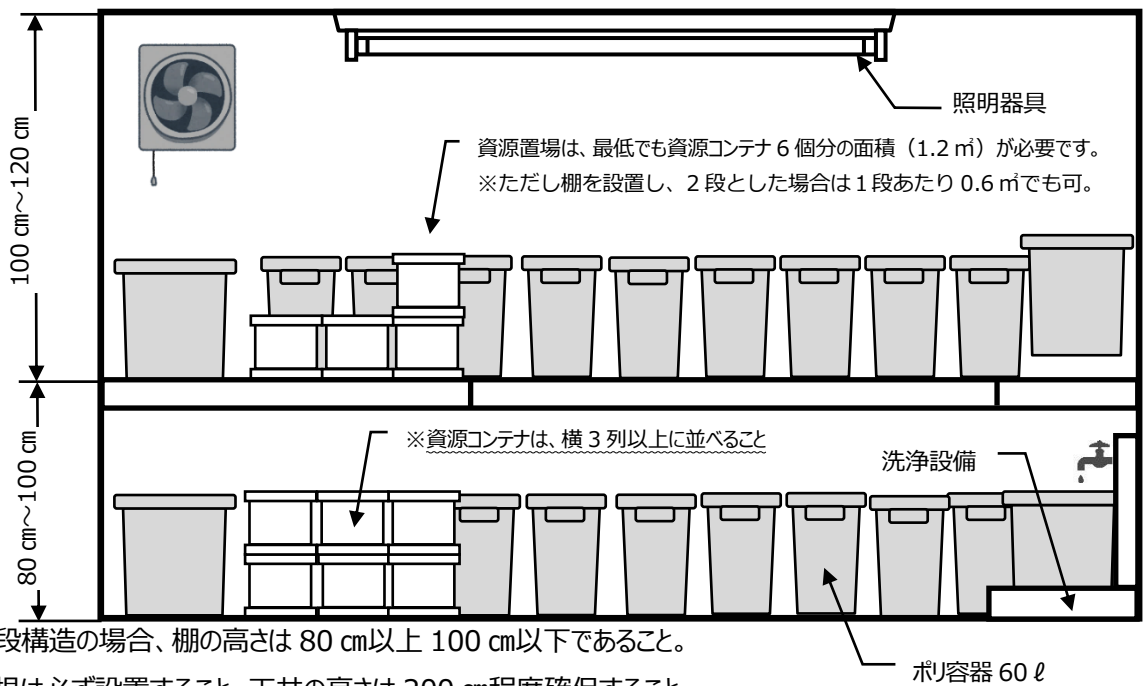


図 2-B 保管場所側面図



1. 二段構造の場合、棚の高さは 80 cm 以上 100 cm 以下であること。
2. 屋根は必ず設置すること。天井の高さは 200 cm 程度確保すること。

図 3. 反転コンテナボックスの配置例（10 個の場合）

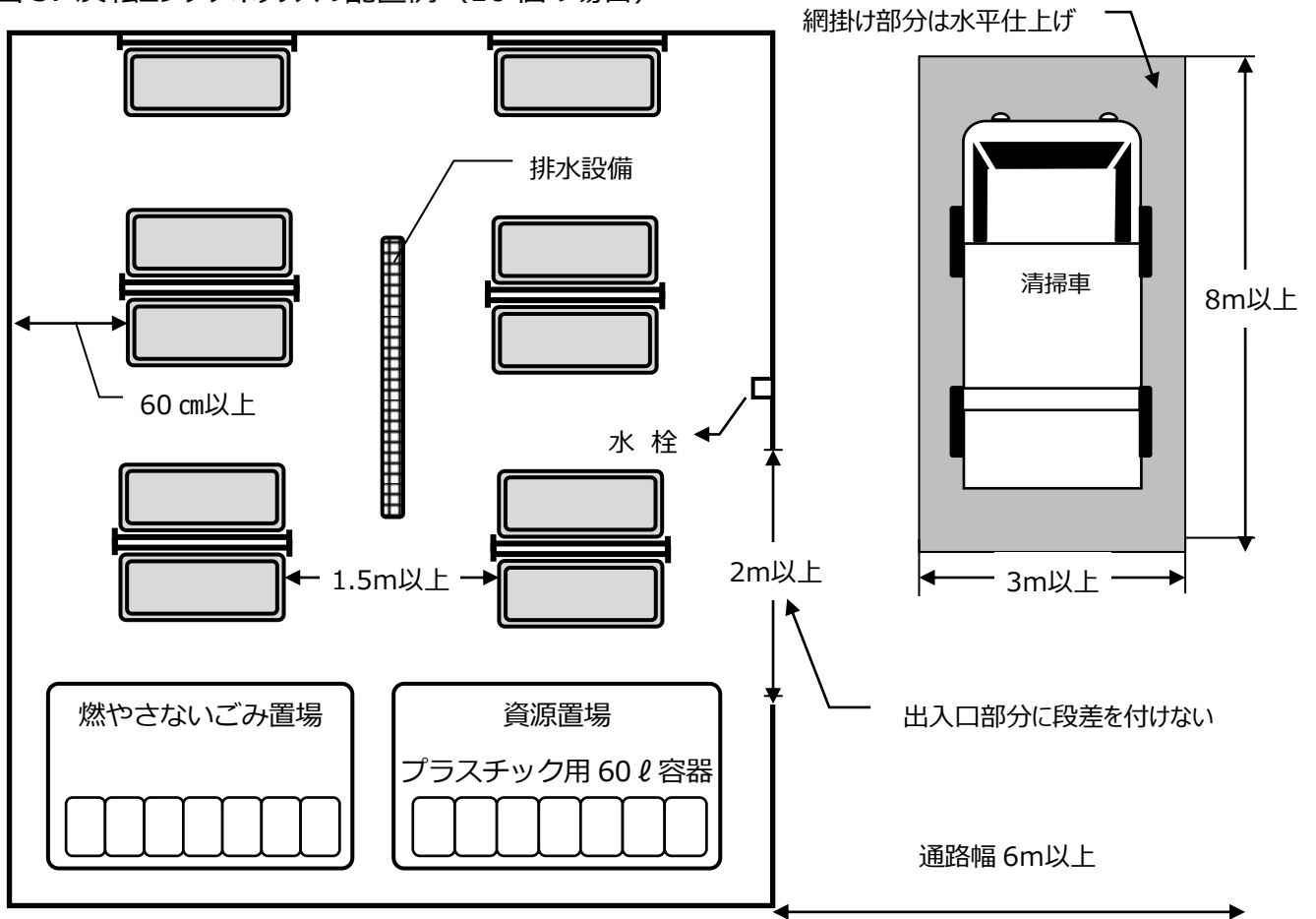
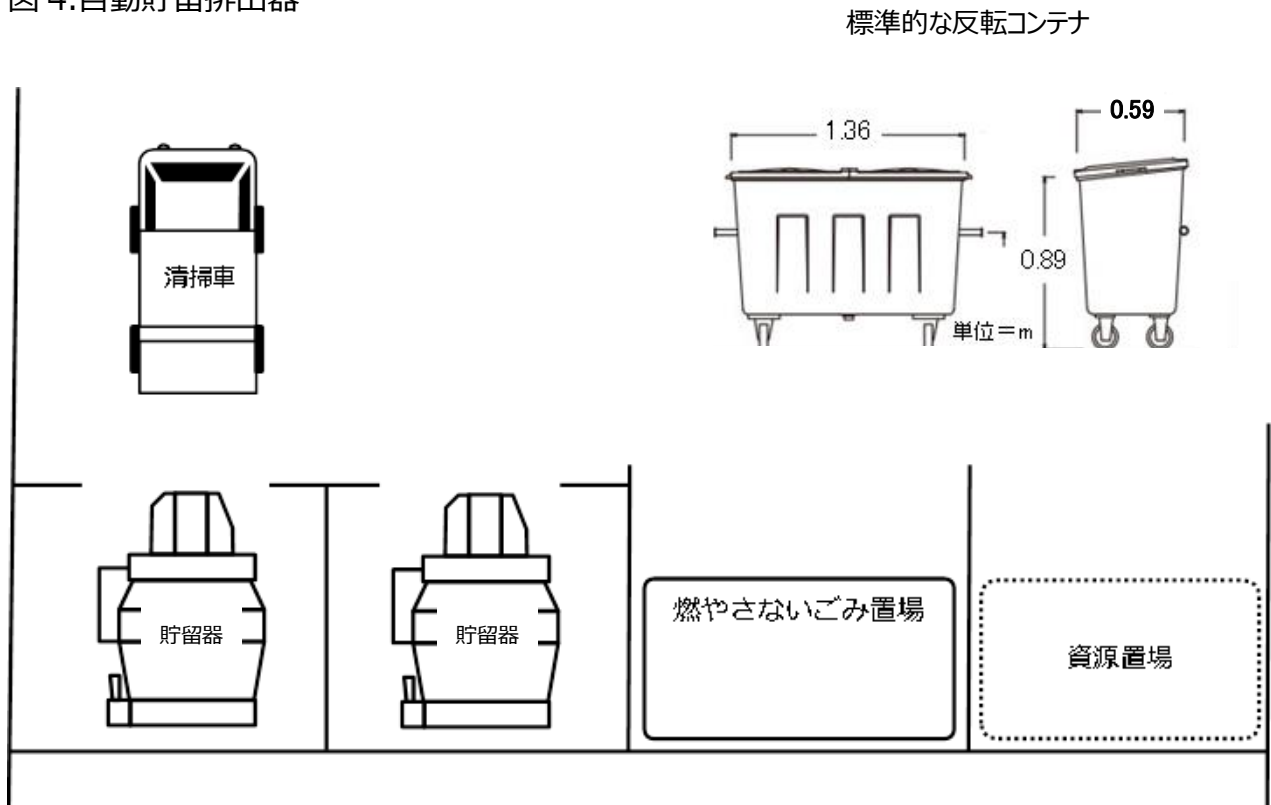


図 4. 自動貯留排出器



※建設予定地やごみ量により、収集車両の種類等も限定されるため、事前にご相談ください。

## 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に関する条文抜粋

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）

平成 11 年 12 月 3 日

条例第 36 号

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第 20 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2. 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
3. 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
4. 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
5. 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
6. 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第 21 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第 22 条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2.区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否)

第 23 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 21 条の勧告に係る措置をとらなかつたと

きは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否することができる。

第 51 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2.保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3.区長は、保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4.第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

## 第 7 章 罰則

第 74 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 32 条第 4 項の規定による命令に違反した者

(2) 第 43 条(第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(3) 第 46 条(第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(4) 第 51 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 75 条 第 40 条(第 47 条及び第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 76 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第 51 条第 1 項の規定による届出をしなかつた者

(2) 第 61 条の規定に違反した者

第 77 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。



## 東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抄）

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 2 号

(事業用大規模建築物)

第 6 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物とする。

第 9 条 条例第 20 条第 4 項及び第 6 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(再利用対象物の保管場所設置届)

第 10 条 条例第 20 条第 6 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第 3 号様式)により、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

(改善勧告)

第 11 条 条例第 21 条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第 12 条 条例第 22 条第 1 項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を告示するものとする。

(収集拒否)第 13 条 区長は、条例第 23 条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第 23 条 条例第 42 条第 2 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第 32 条 条例第 51 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積 3,000 平方メートル以上の建築物とする。

2. 条例第 51 条第 1 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第 3 号様式)により、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3. 条例第 51 条第 2 項の規則で定める基準は、第 23 条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。

4. 条例第 51 条第 3 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(第3号様式) 再利用対象物保管場所設置届 兼 廃棄物保管場所等設置届

㊟

年 月 日

台東区長 殿

(建設者) 住 所

氏 名

電 話 番 号

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「廃棄物」条例という。)第20条第6項、  
第51条第1項、東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例(以下「集合住宅条例」という。)  
第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

第3号様式は㊟・㊞各1部作成し提出願います。

1. 建築物の概要

設 計 者	住 所 氏 名	事前協議完了時に副本を返却。	
工 事 施 行 者	住 所 氏 名	あてはまる項目を○で囲う。	
建築物の所在地	台東区	用途別床面積を記入。	
建築物の名称			
建築物の用途	集合住宅 戸・事務所・店舗・ホテル・その他 ( )		
延 床 面 積	㎡ (内訳: 住宅用 ㎡・事業用 ㎡)		
構 造	造 地上 階 地下 階		
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2. 再利用対象物保管場所 (廃棄物条例第20条 第6項関係)

再 利 用 対 象 物 保 管 場 所	地上・地下 階・ 箇所・ ㎡
------------------------	----------------

3. 廃棄物保管場所等 (廃棄物条例第51条 第1項・集合住宅条例第10条関係)

廃棄物保管場所	地上・地下 階・ 箇所・ ㎡		
保 管 設 備	種別: 容器・反転コンテナ・その他・容量 ℓ・㎡・設置数 個・台		
粗 大 ご み 置 場	地上・地下 階・ 箇所・ ㎡		
清掃車通行道路	公道・私道 幅 m	洗浄排水設備	洗浄 箇所・排水 箇所
持 出 場 所	㎡	備考	

《処理欄》

所 長	作 業 係 長	統括技能長	担 当		受 付 印

(第3号様式) 再利用対象物保管場所設置届 兼 廃棄物保管場所等設置届

副

年 月 日

台東区長 殿

(建設者) 住 所

氏 名

電話番号

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「廃棄物」条例という。)第20条第6項、第51条第1項、東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例(以下「集合住宅条例」という。)第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建築物の概要

設 計 者	住 所 氏 名
工 事 施 行 者	住 所 氏 名
建築物の所在地	台東区
建築物の名称	
建築物の用途	集合住宅 戸・事務所・店舗・ホテル・その他( )
延 床 面 積	m <sup>2</sup> (内訳:住宅用 m <sup>2</sup> ・事業用 m <sup>2</sup> )
構 造	造 地上 階 地下 階
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日 工事完成 年 月 日 使用開始 年 月 日

2. 再利用対象物保管場所(廃棄物条例第20条第6項関係)

再利用対象物 保 管 場 所	地上・地下 階・ 箇所・ m <sup>2</sup>
廃棄物保管場所	地上・地下 階・ 箇所・ m <sup>2</sup>
保 管 設 備	種別:容器・反転コンテナ・その他・容量 ℓ・m <sup>3</sup> ・設置数 個・台
粗 大 ご み 置 場	地上・地下 階・ 箇所・ m <sup>2</sup>
清掃車通行道路	公道・私道 幅 m 洗浄排水設備 洗浄 箇所・排水 箇所
持 出 場 所	m <sup>2</sup> 備考

※建築物完成後に保管場所確認検査を行います。民間の許可業者収集、台東区収集にかかわらず、廃棄物が発生する10日間までに下記、清掃事務所 大規模建築物保管場所担当までご利用ください。

台東区台東清掃事務所

〒111-0024 東京都台東区今戸1-6-26

T E L 03-3876-5771

F A X 03-3876-5776

受 付 印

3. 廃棄物保管場所等(廃棄物条例第51条第1項・集合住宅条例第10条関係)

再利用対象物及び廃棄物の保管場所等設置届出対象建築物の早見表

建築物の規模及び用途		必要となる届出			
		住宅用 廃棄物 保管場所 設置届	事業用 廃棄物 保管場所 設置届	再利用 対象物 保管場所 設置届	
<b>延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の建築物</b>					
住宅用途のみの建築物	住戸数 10 戸未満	×	×	×	
	住戸数 10 戸以上	○	×	×	
事業用途のみの建築物		×	×	×	
住宅用途と事業用途が混在した建築物	住戸数 10 戸未満	×	×	×	
	住戸数 10 戸以上	○	×	×	
<b>延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上～3,000 m<sup>2</sup>未満の建築物</b>					
住宅用途のみの建築物	住戸数 10 戸未満	×	×	×	
	住戸数 10 戸以上	○	×	×	
事業用途のみの建築物	事業用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上	×	○	○	
住宅用途と事業用途が 混在した建築物	事業用途面積 が 1,000 m <sup>2</sup> 未満	住戸数 10 戸未満	×	×	×
		住戸数 10 戸以上	○	×	×
	事業用途面積 が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	住戸数 10 戸未満	×	○	○
		住戸数 10 戸以上	○	○	○
<b>延床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物</b>					
住宅用途のみの建築物（住戸数にかかわらず）		○	×	×	
事業用途のみの建築物		×	○	○	
住宅用途と事業用途が混在し た建築物	事業用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満	○	×	×	
	事業用途面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上	○	○	○	

- 【備考】1. ×印がついている住宅用途建築物についても、廃棄物が発生する前に清掃事務所にご相談ください。
2. ×印がついている事業用途建築物についても、廃棄物保管場所を設置する（届出の必要なし）ことが条例で定められています。
3. 住宅用途建築物は、廃棄物保管場所の他に燃やす・燃やさないごみの持出し場所(戸数×0.1 m<sup>2</sup>以上)と粗大ごみの持出し場所(3 m<sup>2</sup>以上)が別途必要になります。
4. 台東区での収集を予定している場合は廃棄物の持出し場所について十分に協議してください。